

平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 下條 治
 (JASDAQ・コード4783)
 問合せ先
 役職・氏名 総務部長 山田 直起
 電 話 03-5437-1021

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるため、当社定款第 30 条及び第 41 条に当該条文を追加するものであります。

なお、本規定の追加を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 480 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に</p>

<p>第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金480万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第41条 <u>1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月25日
定款変更の効力発生予定日	平成25年6月25日

以上